

平成26年12月

会員各位

滋賀県過積載防止対策連絡会議

危険な過積載運行の根絶に向けて

～しない・させない 過積載～

平素は、交通事故防止対策の推進につきまして、ご理解並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、トラック輸送産業は我が国の産業活動や国民生活に不可欠な存在であり、我が国経済の発展に大きく貢献しています。

しかしながら、トラック・ダンプカーの過積載による違法運行については、車両の走行性能や道路等の環境に悪影響を与えるばかりでなく、悲惨な事故を誘発する悪質・危険な行為であり、ひとたび重大事故を引き起こせばトラック業界全体の信頼を損なうとともに荷主等の企業におきましても経営基盤に大きく影響を及ぼすことから、その防止については従前から啓発活動等種々の対策を講じておりますが、依然として違反行為が後を絶たない現状にあります。

この度、滋賀県過積載防止対策連絡会議は、平成26年度の取り組みとして、本年12月、名神高速道路多賀サービスエリアにおいて広報啓発活動を重点的に実施いたしました。

皆様におかれましては、引き続き各種取組みに対しまして格段のご理解を賜りますとともに、運輸業界の課題のひとつであります過積載運行を防止するため、何卒、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本書面と併せて当連絡会議において作成しました過積載防止啓発リーフレットを同封いたしましたので、関係業務等にご活用いただけますと幸いです。

滋賀県過積載防止対策連絡会議構成団体

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| ・滋 賀 県 | ・西日本高速道路株式会社 |
| ・滋 賀 県 警 察 本 部 | ・中日本高速道路株式会社 |
| ・近畿地方整備局滋賀国道事務所 | ・近畿運輸局滋賀運輸支局 |
| ・一般社団法人滋賀県トラック協会(滋賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関) | |

し
な
い

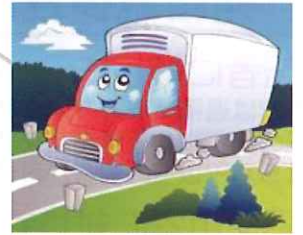
さ
せ
な
い



過積載!



滋賀県過積載防止対策連絡会議



～運転者・運送事業者・荷主～

過積載・・・法令違反は厳しく処分されます

STOP! 飲酒運転



滋賀県過積載防止対策連絡会議

滋賀県警察本部
 滋賀県警本部
 近畿地方整備局滋賀国道事務所
 西日本高速道路(株)
 中日本高速道路(株)
 近畿運輸局滋賀運輸支局
 社団法人滋賀県トラック協会
 (滋賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関)

運送事業者に対する過積載運行の行政処分

■違反の回数と日車数

過積載による運送の引き受け	初回	2回目	3回目
過積載の程度が5割未満のもの	10日車	20日車	40日車
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車	40日車	80日車
過積載の程度が10割以上のもの	30日車	60日車	120日車

(注)それぞれの日車数に違反車両数を乗じて処分日車数が決定されます。

過積載運行による車両使用停止

※ただし下命、容認違反は事業停止7日間が追加されます。さらに違反を繰り返し行くと

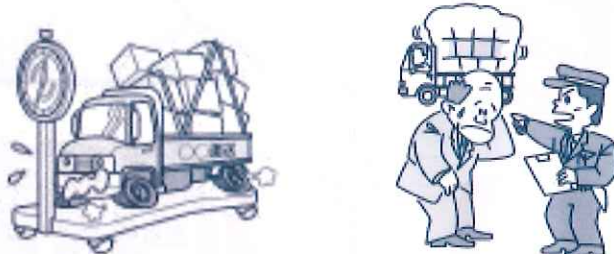
輸送の安全確保命令

さらに違反を繰り返し行くと

事業許可取消しとなります。

過積載をさせた場合、荷主の責任も追及へ！

トラック運送事業者が法令を遵守するためには荷主の協力が不可欠です。また荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及されます。



国土交通省は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、
 ●どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合
 ●過積載となることがわかっていながら過積載運行を要求した場合
 荷主に対し、再発防止の措置を執るよう**勧告**します。

荷主勧告の積極的な発動

過積載運転に関する規定

運転者に対して

自動車検査証の提示、重量測定受認義務

警察官は過積載車両を停止させ、自動車検査証・制限外許可証・軽自動車届出済証の提示を求め、車両の積載物の重量測定をすることができます。(第58条の2)拒否した場合、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。(第119条第1項第3号の3)

車両使用者に対して

公安委員会は必要と認めるときは自動車の使用者に運行計画書、伝票、運行記録書類などの提出を求めることができます。

また過積載を防止するための必要な措置を自動車ごとにとることを指示したにもかかわらず、その後1年以内に同じ自動車が過積載運転行為をした場合、点数を付し、一定の点数に達したときは使用制限命令が発せられます。(第75条の2第1項)使用制限命令に違反した場合、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。(第119号第1項第12号)

荷主に対して

警察署長は、荷主が運転者に対し過積載をして運転することを要求すること、あるいは過積載となることを知りながら積載物を売り渡し又は、引き渡す行為をした場合、違反行為が反復する「おそれ」があると認めるときは「過積載再発防止命令」を命ずることができます。(第58条の5第2項)これに違反した場合、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金が科せられます。(第118条第1項第3号)



■違反行為に付する基礎点数

区分	基礎点数
大型等10割以上	6点
大型等5割以上10割未満	3点
大型等5割未満	2点
普通等10割以上	3点
普通等5割以上10割未満	2点
普通等5割未満	1点

■反則金の額

車両等の種類	超過割合	10割以上	5割以上10割未満	5割未満
	大型車	罰金	4万円	3万円
普通車	3万5千円	3万円	2万5千円	
二輪車	3万円	2万5千円	2万円	
原付車	2万5千円	2万円	1万5千円	

特殊車両通行許可制度

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

ご存知ですか？

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では、「道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、一般的制限値を超える車両は、道路を通行させてはならない」として、車両を通行させようとする者は、道路管理者に特殊車両通行許可証の交付を受けて車両を通行させることができます。

貴方の車両は、大丈夫ですか？

許可のない“特殊車両”

は道路を通行することができません。
 許可があっても、許可条件に反して道路を通行することができません。